

事業主の皆様へ



個人住民税の 特別徴収は 法令上の義務です。

パート、アルバイト、
役員等を含む全ての従業員から
特別徴収してください。



特別徴収とは

市町村が計算した税額通知に基づき、事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

特別徴収は、特別ではなく「原則」です。

特別徴収の仕組み



(従業員がお住まいの)
**市役所
・町役場**

①給与支払報告書を提出
(1月31日まで)



事業主
(給与支払者)

②特別徴収税額を通知
(5月31日まで)

③特別徴収税額通知を配布

⑤住民税を納入
(翌月10日まで)

④毎月の給与から
住民税を引き去り
(6月から翌年5月まで)



従業員
(納税義務者)

具体的な手続きは、中面2~3ページをご覧ください。

個人住民税 特別徴収の手続きについて

1. 給与支払報告書の提出

事業主は、**1月31日まで**に、全ての従業員について「給与支払報告書」を提出します。提出先は、従業員が1月1日にお住まいの市町村です。退職・休職者やパート、アルバイト、役員等（個人で確定申告する者含む）についても、提出する必要があります。

原則として、
全ての従業員が
特別徴収と
なります。

■ 提出書類の綴り方

枚数と人数が一致します

特別徴収分

※様式の形態により、「内訳」記載欄がない場合でも、特別徴収対象者数、普通徴収対象者数の人数を分かるように明記してください。
※様式は市町村ごとに少し異なります。

給与支払報告書（個人別明細書）

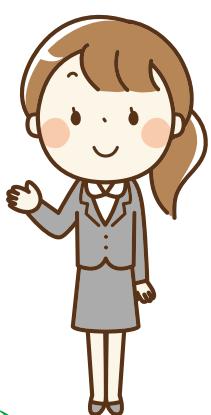
給与支払報告書（総括表）

特別徴収対象者、
普通徴収対象者の人数を、
分けて記載してください。

給与支払報告書（個人別明細書）

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

普通徴収分



枚数と人数が一致します

手続が
必要です！

普通徴収としたい従業員がいる場合

下記「普A」～「普G」の理由に該当する場合のみ認められます。

1. 「普通徴収切替理由書」を提出します。 (理由ごとに人数を記入します。)

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）		
指定番号	市町村名	
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下（下記「普B」～「普G」に該当するすべての（他市町村分を含む）従業員を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収を行っている ※乙欄適用者を含む	人
普C	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支払額が103万円以下)	人
普D	給与の支払いが不定期 (例：給与の支払いが毎月ではない)	人
普E	個人事業主の事業専従者	人
普F	退職者、休職者又は退職予定者 ※退職予定の場合は5月末日まで	人
普G	1年未満の契約社員	人
合計		人

※「普A」は、従業員全員が普通徴収対象の場合のみ該当します。

2. 「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に、該当する符号を記載します。

(記載例)	
内	円
909,840	120,0

符号を必ず記入してください。

中途就・退職		受給者			
就職	退職	年	月	日	元号
○	8	3	31		

退職年月日に記載がある場合
のみ、符号を省略できます。



1.および2.の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合

普通徴収としたい従業員がいる場合は

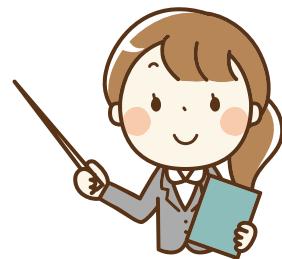
- ①「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄に、符号を記入します。
- ②「普通徴収」欄にチェックを入力します。

※②の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

(乙欄適用の場合を含む)

※「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

必ず
記入して
ください!



2. 特別徴収税額決定通知書の送付

5月31日までに、従業員が1月1日にお住まいの市町村から、事業主あてに、「特別徴収税額決定通知書」(特別徴収義務者用・納税義務者用)が送付されます。

The document is a 'Special Collection Tax Amount Decision Notice' (for special collection obligors and tax payers). It includes sections for company information, employee details, and tax amounts. A red box highlights the 'Employee Number' and 'Tax Amount' columns. Another red box highlights the 'Change Month' and 'Month' columns. A yellow box points to the 'Employee Number' and 'Tax Amount' columns with the note: 'All employees from whom collection is requested, monthly tax amounts are recorded.' (※1). A yellow box also points to the 'Change Month' and 'Month' columns with the note: 'The number of special collection recipients and business owners who pay taxes are recorded. (※2)'.

※各市町村ごとに送付されます。

3. 給与から引き去り

6月から5月まで(全12回)、「特別徴収税額決定通知書」(特別徴収義務者用)に記載されている月別の税額 (※1)を、従業員の給与から引き去りしてください。

4. 納期と納入

給与から引き去りした個人住民税の月別合計税額 (※2)は、徴収した月の翌月10日までに、各市町村から送付された納入書で納めてください。

※従業員が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

※ 特別徴収ができなくなった場合

退職や転勤等により、従業員に異動があった場合は、従業員がその年の1月1日にお住まいの市町村に、**異動があった日の翌月10日** (※)までに「異動届出書」を提出してください。
※お住まいの市町村によって提出期限が異なる場合があります。



Q&A



普通徴収としたい従業員がいるのですが、どうしたらよいですか？



下の普通徴収が認められる場合に該当するかどうかご確認ください。該当しない場合は、特別徴収をしてください。

普通徴収としたい従業員がいる場合には、給与支払報告書提出の際に、次の手続きが必要です。（2～3ページ参照）

- ①「普通徴収切替理由書」の提出
- ②「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄への符号の記載



普通徴収が認められる場合

- A 総従業員数が2人以下
B～Gに該当する全ての（他市町村分を含む）従業員を差し引いた人数
- B 他の事業所で特別徴収を行っている
乙欄適用者を含む
- C 給与が少なく税額が引けない
例：年間の給与支払額が103万円以下
- D 給与の支払いが不定期
例：給与の支払いが毎月でない
- E 個人事業主の事業専従者
- F 退職者、休職者又は退職予定者
退職予定の場合は5月末日まで
- G 1年未満の契約社員



従業員がパートやアルバイトでも、特別徴収しなければなりませんか？



左の表に該当しない場合は、パートやアルバイト、役員等も特別徴収をする必要があります。



従業員が普通徴収を希望する場合は、普通徴収とすることができますか？



従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。



外国人従業員（研修生等含む）が退職、帰国（出国）する際はどうすればいいですか？



一括徴収または納税管理人の選任をお願いします。

特別徴収の手続きは、中面2～3ページをご覧ください。

令和6年度から個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受け取りが始まっています。

詳しくはこちら▶

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



具体的な手続きに関する問い合わせ

福井市 市民税課	0776-20-5306	あわら市 税務課	0776-73-8011	越前町 税務課	0778-34-8709
敦賀市 税務課	0770-22-8106	越前市 税務課	0778-22-3014	美浜町 税務課	0770-32-6702
小浜市 税務課	0770-64-6004	坂井市 税務課	0776-50-3023	高浜町 税務課	0770-72-7707
大野市 税務課	0779-64-4811	永平寺町 住民税務課	0776-61-3944	おおい町 税務地籍課	0770-77-4052
勝山市 市民課	0779-88-8101	池田町 住民税務課	0778-44-8001	若狭町 税務住民課	0770-45-9101
鯖江市 税務課	0778-53-2210	南越前町 町民税務課	0778-47-8014		

発行 福井県税務課 0776-20-0257